

# 2022年度メキシコ税制改正の概要 (第3回) - 移転価格

KPMG in Mexico

本ニュースレターでは、2022年度税制改正（2021年11月12日連邦政府官報公布）のうち、移転価格にかかる改正の概要について解説します。今回の改正により、移転価格の対象取引や提出期限等が変更されるとともに、マキラドーラ企業において従来認められていた課税所得計算方式（APAオプション）が廃止され、他の項目と比較して、企業への影響が大きい改正項目の1つとなります。

## 目次

1. 移転価格税制の概要
2. 対象取引
3. 移転価格課税額の決定
4. 比較対象取引
5. DIM Anexo 9の提出期限
6. ローカルファイルの提出期限
7. マキラドーラの課税所得計算
8. 当該改正の論点

## 1. 移転価格税制の概要

メキシコでの移転価格税制は、一般企業に対するもののほか、別途、マキラドーラ企業に対する規定があります。一般企業に対する移転価格税制は基本的にOECDモデルを準拠しています。具体的には、一定の規模以上の企業（※）に対して、関連会社との取引に際し、税務年度ごとに移転価格レポート（移転価格スタディー）の作成と保持が義務付けられています。また、独立企業間価格の設定について、以下の方法が認められています。

独立価格基準法、再販売価格基準法、原価基準法、利益按分法、残余利益按分法、取引単位営業利益法

その他、移転価格関連のコンプライアンス制度として、全メキシコ企業に対する情報申告（DIM）のAnexo 9による納税者の関連者取引に関する情報の開示、Dictamen FiscalあるいはISSIFでの関連者取引に関する開示、さらに一定規模以上のメキシコ子会社に

対するBEPSレポート（ローカルファイルおよびマスターファイル）の税務当局への提出などが義務付けられています。

※ 以下のいずれかの要件を満たす企業（対象年度の前年度売上ベース）

- 事業活動からの収益  $\geq$  13,000,000MXP
- プロフェッショナルサービスからの収益  $\geq$  3,000,000MXP

## 2. 対象取引

対象取引について、現行では「国外居住者」である関連者との取引に限定されていますが、改正により当該国外居住者の文言が削除され、国内居住者を含む関連者との取引が対象となります。なお、現行の実務においては、すでに国内居住者との取引も移転価格レポート作成の際に分析対象として行われているのがメキシコの場合一般的であり、実質的な影響はないと思われます。

一方、当該対象取引の改正に伴い、DIM Anexo 9の関連者取引の中に、国内居住者との取引が記載項目として追加されることが想定されます。移転価格レポートとDIM Anexo 9の整合性にご留意ください。

## 3. 移転価格課税額の決定

移転価格課税額の決定にあたり、現行では価格面を考慮することのみが規定されていますが、改定により価格面に加え利益率も考慮することが明記されます。なお、現行の実務においても、移転価格レポート作成の際には、すでに利益率を考慮していることが一般的であり、実質的な影響はないと思われます。

## 4. 比較対象取引

比較対象取引について、現行では一定の条件を充足する場合には、複数年度のデータ（例えば3年平均）を利用することができることが規定されていますが、今回の改正により、原則として比較対象取引は分析対象年度のものを利用することが明記され、例外としてビジネスサイクルが1年超の場合のみ、そのビジネスサイクルに合わせた複数年度での比較がされる建付けとなります。メキシコにおける過去の税務調査においても、当局による追徴時には単年度比較での課税計算がなされており、その実態が今回明記されたものと考えられます。一方、進行年度の分析を行う移転価格レポート作成時において、比較対象会社の同じ進行年度の情報を入手することは実務的に困難であるため、移転価格レポート作成時には進行年度の分析において1年前の比較対象会社の数値をもって比較し結論づけるような実務に着地することが予想されます。

## 5. DIM Anexo 9の提出期限

Dictamen Fiscal提出会社において、現行では、DIM Anexo 9（関連者取引別表）の提出期限は、Dictamen Fiscalと同様に7月15日と規定されています。今回の改正により、Dictamen Fiscalの提出期限の改正とともに、DIM Anexo 9の提出期限も5月15日に早期化されます。2021年の税務年度から当該改正が適用開始になるのか、22年の税務年度から適用開始になるのか、Dictamenにおける適用年度に引っ張られる形での変更となるため、この点についても引き続き留意が必要となります。

## 6. ローカルファイルの提出期限

ローカルファイルの提出期限について、現行では対象年度の翌年12月31日ですが、改正により5月15日（Dictamen Fiscalの提出日と同様）に早期化されます。BEPS対応が必要な場合には、これとは別に先んじて移転価格レポートの作成が行われ、その移転価格レポートの内容をBEPSローカルファイルのフォーマットに落とし込まれる実務となります。したがって、早期化による影響は著しく大きくないと予想されますが、Dictamen Fiscalも含め、事前のスケジュール調整が必要になると考えられます。

## 7. マキラドーラの課税所得計算

マキラドーラ企業における課税所得計算について、現行はセーフ・ハーバー方式とAPAオプションの2つの方式が認められていますが、改正によりAPAオプションが廃止され、セーフ・ハーバー方式のみが認められることとなります（シェルター・カンパニーも同様）。

なお、セーフ・ハーバー方式は、以下のいずれかの金額の高い方をもって、（最低限の）課税所得として決定することが税法で規定されています。

- 親会社もしくは関連会社を含むメキシコマキラ活動で利用される資産価値の6.9%
- 金融費用、為替差損、特別（臨時）損失を除くメキシコマキラ活動で発生する費用合計の6.5%

## 8. 当該改正の論点

- 比較対象取引の改定において、この対象とする単年度を、前年度の情報を用いていいのかという論点があります。当該論点は、比較対象企業の情報は、通常、有料データベースから入手するため、情報開示の時期と使用の時期にタイムラグが生じるところに起因します。比較対象企業のデータ入手可能性の観点から、レポート作成時には前年度との比較にならざるを得ない実務が残ります。
- DIM Anexo 9およびローカルファイルの提出期限の改定については、Dictamen Fiscalの改定を基軸に行われています。税務当局がこれらの開示・提出物を、独立したのではなく、税務コンプライアンスの一貫として捉えていることの表れともとれます。したがって、これらの資料間の数値の整合性（税務当局の関心の非常に高いポイント）や期日の管理等が引き続き求められ、税務コンプライアンス体制を再度見直すことが望まれます。
- マキラドーラの課税所得計算におけるセーフ・ハーバー方式への一本化は当該企業において影響の高い項目となります。過去において、APAオプションのほうがセーフ・ハーバー方式よりもマキラドーラの税額が低くなるのが通常であり、当該APAオプションを当局が廃止するという事は、マキラドーラ企業の税額負担が増えることを意味しています。従い多くのマキラドーラ企業においては、APAオプションが廃止される22年度に入る前のタイミング、すなわち今年度においてAPA申請を行い当局の認可を受けることで、セーフ・ハーバー方式の適用による増税影響を将来年度に繰り延べる試みが行われています。

## 本ニュースレターに関するお問合せ先

### メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

大野 博之 (hiroyukiohno@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

### ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshimiyamoto1@kpmg.com.mx)

### レオン事務所

宮地 剛大 (takahiro.miyachi@jp.kpmg.com)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2021 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.